### 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:平成28年5月24日(火) 8:52~9:13

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:安倍晋三内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣(副総理,財務大臣,内閣府特命担当大臣)

高 市 早 苗 国務大臣(総務大臣) 岩 城 光 英 国務大臣(法務大臣) 岸 田 文 雄 国務大臣(外務大臣)

馳 浩 国務大臣(文部科学大臣)

塩 崎 恭 久 国務大臣(厚生労働大臣)

森 山 裕 国務大臣(農林水産大臣)

林 幹 雄 国務大臣(経済産業大臣, 内閣府特命担当大臣)

石 井 啓 一 国務大臣(国土交通大臣)

丸 川 珠 代 国務大臣(環境大臣, 内閣府特命担当大臣)

中 谷 元 国務大臣(防衛大臣)

菅 義 偉 国務大臣(内閣官房長官)

髙 木 毅 国務大臣(復興大臣)

河 野 太 郎 国務大臣(国家公安委員会委員長, 内閣府特命担当大臣)

 島
 尻
 安伊子
 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

 石
 原
 伸
 晃
 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

 加
 藤
 勝
 信
 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

石 破 茂 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

遠 藤 利 明 国務大臣

陪席者: 萩生田光 一内閣官房副長官

世 耕 弘 成 内閣官房副長官 杉 田 和 博 内閣官房副長官 横 畠 裕 介 内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

○配布

○一般案件
 6件
 ○国会提出案件
 15件
 ○公布(条約)
 1件
 ○公布(法律)
 3件
 6件
 ○本
 4件
 ○報告

いずれも, 案件表のとおり, 決定等となった。

1 件

### 議事内容:

- ○菅国務大臣: ただ今から, 閣議を開催いたします。 まず, 閣議案件について, 世耕副長官から御説明申し上げます。
- ○世耕内閣官房副長官:一般案件等について、申し上げます。まず、「科学技術イノベーション総合戦略2016」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、島尻大臣から御発言があります。

次に,「日・カンボジア航空協定」の締結について,御決定をお願いいたします。 本協定は,今国会で承認を得たものであります。あわせて,本協定を公布すること について,御決定をお願いいたします。

次に、「森林・林業基本計画の変更」及び「全国森林計画の一部変更」について、 御決定をお願いいたします。まず、「森林・林業基本計画の変更」は、森林・林業基 本法に基づき、基本計画を変更するものであり、決定の上は、国会に報告するもの であります。また、「全国森林計画の一部変更」は、森林法の規定に基づき、新たな 森林・林業基本計画に即して、計画を変更するものであります。本件につきまして は、後程、農林水産大臣及び環境大臣から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「赤道ギニア国」及び「リヒテンシュタイン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、 交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「障害者白書」、「少子化社会対策白書」、「個人情報保護委員会年次報告書」 及び「消費者白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、それぞれ、障 害者基本法、少子化社会対策基本法、個人情報保護法及び改正前のマイナンバー法、 消費者基本法並びに消費者安全法に基づき、国会に提出するものであります。後程、 「障害者白書」及び「少子化社会対策白書」につきましては、加藤大臣から、「消費 者白書」につきましては、河野大臣からそれぞれ御発言があります。

次に、「政策評価の実施状況等に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、政策評価法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書9件について、お手元の資料のとおり、御決定 をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「衆議院議員選挙区画定 審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」外2件が、20日の参議院本 会議において、可決成立したものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法等の施行に伴い、共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例に係る規定の整備等を行うものであります。

次に、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令」は、同法等の一部改正法の施行に伴い、衆議院小選挙区の改定案の作成に用いる日本国民の人口について、最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県等の境界に変更があった場合の特例を定めるものであります。

次に、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」は、麻薬及び向精神薬取締法の目的を達成するため、新たに4種の物質を麻薬に指定するものであります。

次に、「電気事業法等の一部改正等法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を、ガス小売事業の登録申請を認める規定については本年8月1日とし、ガス小売全面自由化等を定める規定については平成29年4月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可申請の期限を本年7月29日と定めるもの等であります。

次に、「地球温暖化対策推進法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整理政令」は、同改正法の施行に伴い、地球温暖化対策推進法施行令等の関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、在サンクトペテルブルク日本国総領事館総領事山村嘉宏、在エディンバラ日本国総領事館総領事北岡元、前国土交通省総合政策局長瀧口敬二、在ドイツ日本国大使館公使宮下孝之、在フランス日本国大使館公使小笠原一郎を特命全権大使に任命することについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、山村はキルギス国に、北岡はタジキスタン国に、瀧口はクロアチア国に、宮下はルワンダ国兼ブルンジ国に、小笠原はマダガスカル国にそれぞれ駐箚を命じようとするものであります。また、キルギス国兼タジキスタン国駐箚大使小池孝行のタジキスタン国駐箚を免ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に, 在フランス日本国大使館公使川村博司外1名に博覧会国際事務局総会日本政府代表を命免すること外1件について, 御決定をお願いいたします。

次に、勝村達喜外314名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定 をお願いいたします。

次に、教育再生実行会議の第9次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を 開花させる教育へ」について、御報告があります。本件につきましては、後程、内 閣総理大臣及び馳大臣から御発言があります。

次に、「平成27年度人事院年次報告書」について、御報告があります。この報告書は、国家公務員法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたもので、27年度における人事行政の動きのほか、在職状況の変化と人事管理への影響などについて、記述しております。

次に、「平成27年末現在の対外の貸借及び同年中の国際収支」について御報告があります。本件は、「外為法」に基づき、取りまとめたものであります。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をベトナムとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「都市鉄道建設計画」に、約902億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、28日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御

了承をお願いいたします。

- ○菅国務大臣:次に、大臣発言がございます。まず、島尻大臣。
- ○島尻国務大臣:安倍内閣においては、総合科学技術・イノベーション会議を司令塔として、我が国の経済再生と持続的成長の鍵である科学技術イノベーション政策を強力に推進してきました。そして、この度、重きを置くべき取組を示す「科学技術イノベーション総合戦略2016」を取りまとめました。

本年の総合戦略では、第5期科学技術基本計画の初年度であることを踏まえ、特に検討を深めるべき項目として「ソサエティ5.0の深化と推進」、「若手をはじめとする人材力の強化」、「大学改革と資金改革の一体的推進」、「オープン・イノベーションの推進による人材、知、資金の好循環システムの構築」、「科学技術イノベーションの推進機能の強化」を掲げております。

今後,この総合戦略を,中長期的な方向性を示した基本計画と一体的に運用し, 実効性ある科学技術イノベーションを推進いたします。関係閣僚の皆様におかれて は、特段の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

- ○菅国務大臣:次に,農林水産大臣。
- ○森山国務大臣:森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき政府が策定し、 おおむね5年ごとに変更することとされております。

今回の新たな基本計画におきましては、本格的な利用期を迎えた森林資源を活か し、木材需要を拡大するとともに、国産材の安定供給体制を構築することにより、 林業及び木材産業の成長産業化を図ることとしております。

また、新たな基本計画の変更にあわせ、森林法に基づき森林の整備及び保全の具体的な方向を定める全国森林計画についても、変更するものであります。

閣僚の皆様におかれましては、これらの計画に基づく森林・林業政策の推進について、格段の御協力をお願いする次第であります。

- ○菅国務大臣:次に、環境大臣。
- ○丸川国務大臣:森林は、地球温暖化防止等の環境保全に係る重要な機能を有していることから、環境省としても、森林・林業基本計画の変更につきまして、環境保全の観点から森林の保全に関する部分について、農林水産省と共同で作成してきたところです。

本年は、昨年採択された「パリ協定」実施のための行動元年です。森林吸収源対策を含め、我が国の削減目標の達成に向けた取組を着実に進める必要があります。 今後、本計画に基づいて環境行政と森林・林業行政の連携を一層推進し、環境保全に係る森林の機能が十分に発揮されるように取り組んでまいります。

- ○菅国務大臣:次に、加藤大臣から2件御発言がございます。
- 〇加藤国務大臣:平成5年に施行された「障害者基本法」に基づき,政府は,障害者施策の概況を報告する「障害者白書」を毎年,国会に提出しています。

今回は、「障害者差別解消法」の本年4月の施行に向けて行った取組や我が国における障害者権利条約批准後の動きを紹介するとともに、障害者施策推進の現況等を紹介しています。

全ての国民が障害の有無にかかわらず,互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現するため、全力で取り組んでまいりますので、閣僚の皆様の引き続きの御協力をお願い申し上げます。

続いて、平成15年に施行された「少子化社会対策基本法」に基づき、毎年、政府は、少子化に対処するための施策の概況等を報告する「少子化社会対策白書」を国会に提出しております。

今回は、一億総活躍社会の実現、特に希望出生率1.8の実現に向けた考え方や 緊急対策の取組について特集するとともに、昨年4月に施行した子ども・子育て支援新制度の実施状況や、仕事・子育て両立支援事業の創設等について紹介しています。

また,待機児童解消に向けた取組や,地域における結婚に向けた取組への支援など,関係施策の取組状況を掲載しております。

少子化対策を着実に推進していくため、引き続き、閣僚の皆様の御協力をお願い 申し上げます。

- ○菅国務大臣:次に,河野大臣。
- ○河野国務大臣:消費者白書について御説明申し上げます。

この白書は、消費者基本法に基づき、昨年度の「消費者政策の実施の状況」を取りまとめるとともに、消費者安全法に基づき、昨年度の「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ」を行い、併せて国会に報告するものです。

今回は「地方消費者行政の充実・強化」を特集とし、消費者行政の最前線である「地域」での消費者行政の役割について示しました。「地方消費者行政強化作戦」で政策目標を設定して強化に取り組んできた結果、昨年4月の時点で、全国全ての市区町村で相談窓口が設置された一方、消費生活相談員の配置は地域によってばらつきが見られます。このため、主として市区町村における相談体制の一層の強化が今後とも必要である等、分析しております。

関係閣僚各位におかれましては、消費者の安全・安心の確保に向けて、引き続き 御協力いただきますようお願い申し上げます。

- ○菅国務大臣:次に、総務大臣。
- ○高市国務大臣:この度,政策評価法に基づき,平成27年度における政府全体の政策評価の実施状況等を取りまとめ、国会に提出いたします。

現下の社会経済情勢においては、政策評価を踏まえて効果の高い政策に重点化することが、特に求められます。このため、総務省は、本年2月に政策評価審議会が取りまとめた政策評価の改善方策を踏まえ、同月、各府省に対して、データに基づく分析や達成手段の検証を行うなど、「エビデンスに基づくPDCAの徹底」等を要請したところです。

各大臣におかれましては、政策評価法の趣旨を御理解いただき、政策評価の質の 向上を図るとともに、政策評価の結果を政策の見直し・改善に一層活用していただ くようお願いいたします。

○菅国務大臣:次に,文部科学大臣。

○馳国務大臣:教育再生実行会議は,5月20日,第9次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」を取りまとめました。

本提言は、一人一人が多様な個性や能力を発揮し、互いの強みを生かし合う、多様性に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力になるとの認識の下、①障害や不登校等により、十分に力を伸ばし切れていなかった子供たちを含め、全ての子供たちの多様な個性が生かされる教育を実現するとともに、②これまでの8次にわたる提言の内容が確実に実行されるよう、継続的にフォローアップしていく観点から、必要な事項を取りまとめたものです。

本提言の実現には、教育以外にも、福祉・労働等の様々な分野との連携が不可欠ですので、関係閣僚におかれても、格段の御協力をお願いします。

- ○菅国務大臣:次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- ○安倍内閣総理大臣:今般,教育再生実行会議において,全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育について,第9次となる提言を取りまとめていただきました。関係各位の御尽力に感謝申し上げます。

今回の提言は、学校教育だけでなく、社会全体の在り方に関わるものであり、「一 億総活躍社会」実現の基盤となるものです。文部科学大臣兼教育再生担当大臣を中 心として、関係閣僚の協力の下、提言を着実に実行していただきたいと思います。 引き続き、内閣を挙げて教育再生を進めていくため、積極的な協力をお願いしま す。

- ○菅国務大臣:次に、外務大臣。
- ○岸田国務大臣:ベトナム及びパプアニューギニアにおけるエル・ニーニョ現象に起因する干ばつ等被害に対する支援として、国連児童基金(ユニセフ)及び国連世界食糧計画(WFP)に対し、合計350万ドルの緊急無償資金協力を行うこととしました。

我が国としては、ユニセフ及びWFPと協力しつつ、干ばつ等の被災者に対し、水・衛生、栄養分野及び食料分野への支援を早急に実施する予定です。

- ○菅国務大臣:次に、財務大臣から2件御発言がございます。
- ○麻生国務大臣:平成27年末現在の対外の貸借及び同年中の国際収支について御報告いたします。

まず、平成27年末の対外純資産は、約339兆円となり、前年末比で約24兆円減少しました。これは、対外資産残高について、対外直接投資や本邦投資家による証券投資等が増加したものの、ユーロやポンドに対して円高になったことや外国証券の価格下落の影響で、約6兆円の増加にとどまった一方、対外負債残高について、非居住者による本邦証券の取得増加や本邦証券の価格上昇等により、約30兆円増加した結果によるものです。なお、平成27年末の対外純資産は、過去2番目の規模であり、他国との比較では、各国の発表に基づくと、25年連続で世界最大の純資産保有国となっております。

次に、平成27年中の国際収支につきましては、まず経常収支につきましては、 貿易収支が輸入の減少により赤字幅を縮小したこと、投資収益等の第一次所得収支 が過去最大の黒字となったこと,訪日外国人旅行者が増加したことにより旅行収支が黒字に転化したこと等から,約16.4兆円の黒字となりました。また,金融収支につきましては,本邦投資家による証券投資が増加したこと等から,約21.1兆円の純資産増となりました。以上,御報告いたします。

次に、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び株式会社国際協力銀行の代表権を有する総裁又は社長につきまして、近く開催される各社の取締役会において、別紙のとおり選定する決議がなされる予定ですが、その決議を認可いたしたいので、御了解願います。

- ○菅国務大臣:次に,経済産業大臣。
- ○林国務大臣:日本アルコール産業株式会社及び株式会社商工組合中央金庫の代表権 を有する社長につきまして,近く開催される各社の取締役会において,別紙のとお り決議される予定ですが,その決議をそれぞれ認可いたしたいので,御了解願いま す。
- ○菅国務大臣:次に,国土交通大臣。
- ○石井国務大臣:北海道旅客鉄道株式会社外9社の代表権を有する会長及び社長について,近く開催される各社の取締役会において,別紙のとおり決議される予定ですが、その決議をそれぞれ認可いたしたいので、御了解願います。
- ○菅国務大臣:これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から、緊急事態における迅速な閣議手続について、申し上げます。5月26日から伊勢志摩サミットが開催されます。主要国の首脳が一堂に会するサミットは、テロリストにとって格好の攻撃の機会となり得るものであり、伊勢志摩現地に限らず、我が国のいずれかの場所でテロが発生する可能性も否定できません。

仮に,重大テロ等の緊急事態が発生した場合には,事態に迅速に対処するため, 国家安全保障会議の開催や閣議手続を緊急に行う必要性が生じる可能性がありま す。

このような緊急の場合には、関係する閣議決定に基づき、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行うこと、また、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行うこととなります。

閣僚各位には、厳しい情勢について十分に御認識をいただくとともに、24時間態勢で危機管理体制を確立し、いついかなる時にも携帯電話等で秘書官や各省庁と連絡が取れるような連絡体制を保つよう、改めての御確認をお願いいたします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

# 閣議案件

( 平成 28 年 5 月 24 日 ) ( 火 )

### ○一般案件

- 質料 ○科学技術イノベーション総合戦略2016についあり て (決定) (内閣府本府)
  - □ の航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の承認について(決定) (外務省)
- 質料 ☆赤道ギニア国駐箚特命全権大使佐藤正明外1名になり 交付すべき信任状及び前任特命全権大使小林正雄外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (外務省)

### ◎国会提出案件

資料 あり○「平成27年度障害者施策の概況」について (決定) (内閣府本府)

- "○「平成27年度少子化の状況及び少子化への対処 施策の概況」について(決定) (同上)
- ツ平成27年度個人情報保護委員会年次報告書について(決定) (個人情報保護委員会)
- 1. 平成 2 7 年度消費者政策の実施の状況
  つ { 1. 平成 2 7 年度消費者事故等に関する情報の集 約及び分析の取りまとめ結果の報告 について (決定) (消費者庁)
- ツ平成27年度政策評価等の実施状況及びこれらの 結果の政策への反映状況に関する報告について (決定) (総務省)

資料○

- 1. 衆議院議員逢坂誠二(民進)提出安倍総理の 日本国憲法に関する発言と日本国憲法第99 条の憲法尊重擁護義務の整合性に関する質問 に対する答弁書について(決定)(内閣官房)
- 1. 衆議院議員逢坂誠二(民進)提出安倍総理の 日本国憲法は「連合国軍総司令部の憲法も国際法も全くの素人の人たちが、たった8日間 でつくり上げた代物だ」との発言に関する質 間に対する答弁書について(決定)(同上)
- 1. 参議院議員白眞勲 (民進) 提出尖閣諸島における核兵器, 化学兵器, 生物兵器等の大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員白眞勲 (民進) 提出外国の領域に おける武力の行使に関する再質問に対する答 弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員和田政宗(日本)提出公務員の政治的行為の禁止・制限に関する質問に対する答弁書について(決定) (内閣府本府)
- 1. 参議院議員林久美子(民進)提出災害時の郵便局による地域貢献に関する質問に対する答 弁書について(決定) (総務省)
- 1. 参議院議員蓮舫(民進)提出2020年東京 オリンピック・パラリンピック競技大会招致 活動に関する英紙ガーディアンの報道に関す る質問に対する答弁書について(決定)

(文部科学省)

1. 衆議院議員鈴木貴子(無)提出「児童虐待防止」政策における政府の見解及び認識等に関する質問に対する答弁書について(決定)

(厚生労働省)

1. 衆議院議員田島一成(民進)提出愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する第3回質問に対する答弁書について (決定) (環境省)

### ◎公布(条約)

資料☆航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間なし の協定 (決定) (外務省)

## ◎公布 (法律)

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を

- - 選挙法の一部を改正する法律(決定)

### ◎ 政 令

資料 ○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (決定)

- ○衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部 IJ を改正する政令(決定)
- ○麻薬,麻薬原料植物,向精神薬及び麻薬向精神薬 IJ 原料を指定する政令の一部を改正する政令 (厚生労働省) (決定)
- ○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の IJ 施行期日を定める政令(決定) (経済産業省)
- ○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に IJ 伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 (決定) (同上)
- ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政 令 (決定) (環境・経済産業省)

### ◎人 事

- 貸料 あり○山村嘉宏外4名を特命全権大使に任命することに ついて(決定)

  - 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る ことについて(決定)
  - " ☆勝村達喜外314名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等 授与について(決定)

### ◎報 告

資料 ☆教育再生実行会議の「全ての子供たちの能力を伸あり ばし可能性を開花させる教育へ(第九次提言)」 について (内閣官房)

" ☆平成27年度人事院年次報告書 (同上)

" ☆平成27年末現在の対外の貸借に関する報告書及び平成27年中の国際収支に関する報告書について (財務省)

## ◎配 布

☆月例経済報告

(内閣府本府)

## [○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

(平成28年 5月24日) (火)

# ◎一般案件

資料 〇円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会 主義共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]